

庁議の概要

開催日：H16.5.10

項 目

- 1 高知県庁舎危機管理要綱及び高知県庁舎危機管理マニュアルについて【総務部】
- 2 市町村合併に係る最近の状況について【企画振興部】

内 容

- 1 高知県庁舎危機管理要綱及び高知県庁舎危機管理マニュアルについて
総務部より説明を行った後、意見交換を行った。

[説明要旨]

(庁舎危機管理要綱)

この要綱は、庁舎の秩序維持及び庁舎における暴力行為等の防止を目的に、

- ・ 想定される危機事態
- ・ 危機発生時の対応
- ・ 危機発生時の連絡通報体制等 ほか

を定めている。

(庁舎危機管理マニュアル)

このマニュアルは、危機管理に係る

- ・ 緊急連絡通報体制
- ・ 情報収集項目や関係機関等
- ・ 庁内秩序を乱す来訪者への対応体制

等について様式例・フロー図を使用して、具体的に示している。

- ・ 危機管理要綱及び同マニュアルのQ & Aもまとめているので、参照されたい。

[主な意見]

- ・ 他県での制定状況はどうか。

四国では、愛媛県・香川県が制定済みである。愛媛県は、庁内秩序維持のための対応要領であり、香川県は、平成14年作成の庁舎管理マニュアルと、一般的な不当行為等対応マニュアルの2本立てで制定している。

- ・ 他県と比較して、何か新しいものがあるのか。ないとすれば、どうしてこれだけ時間がかかったのか。
現行規則でも対応可能ではあったが、実際の対応に即したものにするため、対応経験のある各部署からのアドバイスを反映させて作成していたため時間がかかった。
- ・ この内容は、各職員に伝わっているのか。
人事異動のため知らない職員もいると思われるので、各部署に周知してから6月に施行したいと考えている。
- ・ 退去命令文書の執行が不退去罪の構成要件になるのか。
構成要件ではないが、後々告訴等に至った場合に備えて行っておくものである。
- ・ 一般県民に向けた紹介方法はどのようにするつもりか。
これまでと取扱いが大きく変わるものではなく、実施にあたってやり方を明確にしたものであるの
で、記者室へ知らせるのみとしている。また、禁止行為は、玄関付近への掲示を考えている。
- ・ 一般県民への権利制限ではないのか。
権利制限ではない。

2 市町村合併に係る最近の状況について

企画振興部長より説明を行った後、意見交換を行った。

[説明要旨]

- ・ 県内の各合併協議会の状況を、東部から順に説明した。
- ・ その中で、合併の方向が固まってきたのは伊野町・吾北村・本川村と高知市・鏡村・土佐山村で、それぞれ、本年10月と来年1月の合併を目指している。また、葉山村・東津野村は合併協議がまとまり、本月下旬に協定書の調印を予定。
- ・ 一方、香南地域では、芸西村、野市町のアンケートが否定的な結果となった。関係首長等が情報収集した分析結果によると、住民説明会への参加が低調、財政的な厳しさや合併によるまちづくりの可能性等をきちんと理解してもらうことが難しい等の報告があった。
- ・ また、中村市のアンケートでも、合併賛成の方向が出たがアンケートの回収率は10%不足という結果であった。
- ・ 全般的に住民の説明会の参加が今一つであることや、断片的な情報をもとに判断が行われていることは憂慮すべき状況ではないかと思う。

[主な意見]

- ・ 今後、新たな枠組みを目指すことになった場合、時間的に間に合うのか。
現在、合併特例法改正案が国会に提出されており、その方向が出れば可能性はある。
- ・ 市町村や市町村議会に対して、一層の説明責任を果たすよう、求めていく必要がある。
- ・ 県民に対しても、合併への関心を高め、厳しい状況を十分把握してもらえよう、県としての説明責任を果たしていく必要がある。